

ID: 201

担当部署: まちづくり部 住宅課

処分の概要	高額所得者に対する使用料の徴収		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市営住宅条例 第30条第1項		
例 規 番 号	平成13年条例第132号		
【根拠条文】 (高額所得者に対する使用料等) 第30条 高額所得者は、第13条第1項及び第28条第1項の規定にかかわらず、第26条第2項の規定による認定に係る期間(高額所得者が当該認定期間中に市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)、毎月、近傍同種の住宅の家賃に相当する額の使用料を納付しなければならない。 2 市長は、前条第1項の規定による市営住宅の明渡しの請求を受けた高額所得者が同項の明渡しの期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の使用料を徴収することができる。 3 第15条から第17条までの規定は、前2項の使用料について準用する。 【基準】 根拠条文に同じ。			
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最 終 変 更 年 月 日	令和 8 年 2 月 1 日